

# ●申告に必要なもの

## 申告するすべての方

- 本人確認書類  
個人番号カード（マイナンバーカード）  
または  
通知カードと身分証明書（運転免許証や健康保険証など）



忘れ物がないように  
確認しよう！



## 所得税が還付になる方

- 本人名義の口座番号が分かるもの



## 収入を証明するもの

令和5年1月1日から  
12月31日までの収入が対象です。

給与	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票（原本） <input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票（原本） ※企業年金や厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。「雑その他」の収入で申告をしないでください。 ※遺族年金・障がい年金などは非課税所得のため、源泉徴収票は発行されません。	※複数ある場合は、 <u>すべて</u> 必要です。
年金 営業・農業 不動産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 ※必ず事前に作成してください。 ※その年において収入すべきことが確定した金額が対象です（売掛金・未収金を含む）。	
一時	<input type="checkbox"/> 収入額と必要経費の記載された証明書（「支払保険金額等のお知らせ」など）	
配当	<input type="checkbox"/> 支払通知書、期末配当金領収書、特定口座年間取引報告書など ※分離課税を選択する方は、市役所会場での確定申告はできません。	

## その他

<input type="checkbox"/> 税務署からのお知らせはがき	※届いていない場合は不要です。
<input type="checkbox"/> 市役所からの申告案内はがき	

※一覧に無い収入や控除を申告する場合は、事前に税務課へお問い合わせください。

※ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても、確定（市民税・県民税）申告すると特例が無効となるので、申告の際には必ず寄附金の領収書などを持参してください。

※「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の添付または提示は必要ありません（領収書は自宅で5年間保存してください）。

## ※収支内訳書について

収支内訳書は、1月中旬以降に市役所（両庁舎）またはみらい平市民センターまで取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてください（<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page001832.html>）。